

厚生常任委員会

平成14年3月12日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎喜多 郁子 ○里川 宜志子 西谷 剛周

木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是

収 入 役 中野 秀樹 総務部長 植村 哲男

住民生活部長 中井 克巳 福祉課長 浦口 隆

同課長補佐 寺田 良信 同課長補佐 植村 俊彦

健康推進課長 西田 哲也 同課長補佐 西梶 浩司

環境対策課長 清水 孝悦 同課長補佐 川端 伸和

同課長補佐 西川 肇

住民課長 阪野 輝男 同 係 長 鎌田 裕之

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、西谷委員、木田委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、12月議会付託議案についてであります、
まず、議案第5号 斑鳩町国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます

住民課長 （議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 事務的なことでこの制度が変わることによって、国民年金をかけている人にとっては、何か変化はあるのですか。今までは斑鳩町が保険料を徴収していたわけですが、今度社会保険事務所の方で徴収ということになると思いますが、それによって何か事務的な変化はあるのですか。

住民課長 新年度になって、年金事務が住民の方にとって何か変化があるのですかということですが、従来行っております窓口での年金相談から年金の受給のための審査事務とかそういうものは全て従来やっている状況と変わりません。ただ、第3号被保険者に該当します、要するにご主人を扶養されおられます奥さん方の国民年金の関係ですが、それに

については今まで役所の窓口を通して、社会保険庁等に連絡しておったものが、事業主から直接社会保険庁との連絡のやり取りされるということになります。役場の窓口に来なくても、ご主人が会社で手続きをされれば社会保険庁の方に通告されるということでございます。あと特に窓口の事務については今までと変わらないと思いますので、このことについてはPR等周知させていただきたいと思います。単に収納の事務だけが直轄になるということをお願いしたいと思います。

里川委員　たとえば銀行引き落としの場合、斑鳩町から国民年金を口座から引き落とししていただいているのですが、今度斑鳩町が徴収しなくなると、再度加入者が手続き的なものをしてはいけないのか。そのままの流れでいけるのかどうか確認したい。

住民課長　年金医療の口座引き落としをされている方につきましては、個人情報にあたるわけですが、社会保険庁と直接データのやり取りを行いまして、今まで引き落とししている口座から引き続きそのまま同じように引き落としができる体制を整えておりますので、そのことによって住民の方に役場の方に出向いていただくとか、金融機関へ出向いていただくという手間をかけていただく必要はございません。

委員長　これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。よって議案第5号 斑鳩町国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。なお、本件に関連しまして各課報告事項の（１）斑鳩町乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則についても併せて説明をお願いいたします。

健康推進
課長 （議案書朗読、要旨により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木田委員 なぜ入院と歯科医療だけなのか、他にも医療費であると思うのですが。

健康推進
課長 入院につきましては、費用が多額に及ぶということで、その費用に対しまして助成させていただくということです。歯科につきましては、歯は一生おつきあいしていただくものでございまして、本来これは家庭教育の一環であるという考えもあるわけですが、現在保健センターにおきましても乳児健診のおりにも歯科検診をさせていただいております。そして歯磨き指導もさせていただく中で、大きくなるにつれて虫歯等も増えていくという状況の中で健全な歯を育てていくというために、就学前までこの２つにつきまして、年齢を拡大させていただくということでございます。歯科診療につきましては後々の医療費の削減にもつながってこようかと思っております。

里川委員 入院費についても給付する状況というのは、これまで斑鳩町でやっていたいただいている４歳児未満の医療費関係も医療機関によって窓口で支払わずに済む場合と償還払いになる分とかという形であって、償還払いが大変だというご家庭もあるのですが、今度この歯科診療、入院費に関してはその辺の制度を踏襲するという状況になるのか。以前から私も窓口の負担を出来るだけ少なくしてほしいという要望をいろんな方から聞いていることも以前からも言っていたと思うのですが、そ

の辺の状況を確認しておきたい。

健康推進
課長 入院につきましてのこの基礎値につきましては、町単独事業でございまして、すべて償還払いという手続きになってこようかと思えます。軽減を図るためにもインターネットを登設した請求書につきましてはインターネットの方でも取っていただけるようにもさせていただいておりますので、償還払いということでご協力賜りたいと思えます。

里川委員 歯科診療の方はこれまで窓口で払わないで済む期間というのがありましたね。それは今までどおりなりですか。

健康推進
課長 今までどおりの取扱いになります。

里川委員 できましたら保健の種類などによって、窓口でお金を払わずに済む状態を作るのが難しい、制度を確立するのが難しいということも以前からお聞きしているところですが、手持ちのお金がないからといって、病院に掛かれないというような心配、若い世代の方の中にはそういったことも実際問題あるということも私も耳にしたりするものですから、できるだけ今後も給付についてもさらに検討していただきたいということだけお願いしておきます。

西谷委員 こういう事業をここに書いてあるような論法で言いますと、全てのことが、いろんな福祉について新しいより広い人を対象にこういう制度が実現していくとすれば、私は財政的に片方で決められた財源の中でいかに有効に使うかということの中では、こういう制度を作ったら、必ずそれに見合う分をどこかでそれらの事業を見直して、その分の財源をこちらに振り分けるとか、そういうことが必要ではないかと思うのですが、その辺の基本的な考え方についてお聞きしておきたい。

健康推進課長 この事業を取り入れることによって、どれかを切り捨てるのかというようなことはありませんし、この事業も後々の医療費の適正化、削減にもつながっていくということで、これも一部財政的な効果があるのではないかとということも勘案した中での措置ということでご理解願いたい。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第9号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、斑鳩町乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって斑鳩町乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則については、当委員会として了承することにいたします。

次に、議案第10号、斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。なお、本件に関連しまして各課報告事項の(2)斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例施行規則の一部を改正する規則についても併せて説明をお願いいたします。

福祉課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 これは担当の方が市町村に降りてきたということで、改正されるということなのですが、この条例に関しましては結構なのですが、実際問題として精神障害者に関わることで斑鳩町としてこれまで保健所などでやってもらったことで、やらないといけないものというのがあると思うのですが、これが県の方の関係でどの程度やっていただいていたものか私も掴み切れていない部分もありますが、担当としてこういうことが市町村へ降りてきて、実際の事業として何をしないといけないのか、確認をさせていただきたいと思う。

福祉課長 14年の4月から今まで県の方で対応されておりました部分が一部市町村に委譲なるということでございます。今現在福祉課と健康推進課の方で業務について勉強を深める中で取り組んでおりますが、4月1日以降につきまして説明させていただきます。

まず1つ目に、居宅生活支援事業の中でヘルパー等の派遣については市町村事務ということで、担当は福祉課でさせていただきます。

それと手帳の交付の申請につきましても、市町村窓口ということで、交付申請事務ということで、認定については県の方でやっていただくわけですが、それと合わせて医療の助成申請、これにつきましても福祉課の方でやらさせていただきます。

それから、精神障害者の方の医療費の助成事業に関わりましては、健康推進課の方で担当させていただくことになります。

もう1点、今障害者の方が入所また通所されておられます小規模の作業所の運営事業、小規模の通所の助産施設、これらにつきましての補助事業につきましても市町村が担当窓口になるということで、これにつきましては福祉課で担当させていただきます。

全体的にはケアマネジメントと言いますか、その辺の相談業務につきましても保健センターの方で実施させていただくということで、

4月の広報で、この辺につきましましては住民の方にPRさせていただきます。

それと、今精神障害者の保健福祉手帳をもっておられる方につきましましては県の方からもPRされるということを聞かせていただいておりますので、新しく認定される方、継続してされる方につきましましては、市町村広報で概要ではございますが、それらでPRを図らせていただきたいと考えております。

健康推進課長 健康推進課及び保健センターに関わってでございますが、医療費の助成につきましましては現在も健康推進課で事務をさせていただいております。それは変わらないというように思います。保健センターにつきましても、保健所との連携の中で精神障害者につきましても従来訪問等を実施させていただいております。その中で問題等が生じる場合につきましまして、保健センターの保健士等のノウハウで対応できないという場合につきましましては、委託している中でそういった相談、助言をしていただくということで対応してまいりたいと考えております。

里川委員 委託というのはどういう形のものですか。

健康推進課長 精神障害者の生活支援センターという所と連携を取りながら、相談業務を委託する中で精神障害者に対するケアをしてまいりたいということでございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第10号、斑鳩町重度心身障害者

等福祉年金条例の一部を改正する条例については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例施行規則の一部を改正する規則について、当委員会として了承することとしてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例施行規則の一部を改正する規則については、当委員会として了承することにいたします。

次に、議案第13号、平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

健康推進 課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第13号、平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、当委員会と

して満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木田委員 介護保険で要介護4や5がありますが、完全に寝たきりの人だったら4で、手足が不自由な人が5と、何か矛盾があるような気がする。ちゃんとした基準があると思うが、私の考えではおかしいような気がする。その辺の認定の仕方について教えてほしい。

福祉課長 これは国で決められました基準にそってされるもので、概ね要介護4の方はどういう状態かといいますと、重度の痴呆であるとか、全面的な介護が必要な方につきましては要介護4ということになっておりますが、ただその中でいろんなチェック項目がございます。それは全国的に統一されております。その中で認定をしていくということがございます。

それから、要介護5については、4よりはもう少し厳しい状態、寝返り等が打てないという状況で1日中寝たきりで生活しておられる、そういう方については要介護認定5ということがございます。先ほども申し上げたように認定にあたりまして、いろいろかなりの必要項目がございます。その中で状態に応じて介護認定審査会の方でできあがってきましたものをもう一度検討させていただく中で認定をいただくという状況になっております。

木田委員 ちょっと分かりにくいのですが、寝たきりと言って、ただ口からものを入れてもらって寝たきりという方が4で、5との間がどうもわか

りにくい。1項目でなしに多くの項目によってケアマネージャーの人が判断してくれると思いますが、家族にしても私らが聞いても要介護5と違うのかなと思うのですが、その辺分からない点が大いにあると思う。今言っておられるのは4も5もともに寝たきりの場合ですやろ、その辺のところがよく分からないのですが。はっきりとした差は認定される方しか分からないということですか。

福祉課長

各市町村でばらつきがあってはいけないということで、国で統一的なワークシートのようなものを揃えておられますが、広域7町の中で差があってはいけないということで三室休日診療所の認定審査会の中で、不特合議体でいろんな先生に入っていて、差がでないような認定をしていただいております。また各市町村で訪問調査をさせていただきます。それについても差が生じないようにということで、あらかじめコンピュータの中に決められた入力する箇所がございます。それでまず第1次の判定がされます。そこで出来上がってきたものをもう一度主治医の先生からの意見書、それから認定調査の意見書、最終的には介護認定の審査会の中で判断されるということに基づいて、町の方でその認定結果に基づいて要介護4、5の文書にさせていただくという状況です。

ただ重い方については要介護4、5になるわけですが、微妙な分については木田委員さんがおっしゃるような点はあると思います。この辺につきましても、病状の変化がある方につきましても重くなったり、また介護度が低くなったりすることもございます。今現在はその要介護認定審査会の中で判定していただいているのを尊重させていただいている状況です。

里川委員

この制度がスタートするときには施設であるとかサービスであるとかの整備率の問題も割と言われていたと思うのですが、斑鳩町でもいろいろなサービスの整備率について、この2年やってきて、また14年度は今後の計画の見直し作業もする中で、サービスの整備率について

はどのような状況であると考えて、どういうことがこれから必要であると考えておられるのか聞いておきたいと思います。

植村福祉
課長補佐

まず在宅サービスの方ですが、現在介護保険事業計画の在宅サービスに係る費用に比べまして、実際に在宅サービスを利用されているのは約50%強ということでございまして、ケアマネージャーや利用者の方からサービスが不足しているといった声も聞いておりませんので、在宅サービスの基盤といたしましては現在は揃っておるものと思っております。ただ、ご存じのように平成14年度に次の介護保険事業計画を策定していきますが、その中にたとえば要介護認定を受けておられないような方、あるいは現在要介護認定を軽度で受けていても、重度になればこういうサービスを受けたいとか、そういうような利用意向などもあると思います。それに対して斑鳩町内、あるいは斑鳩町近辺でどういうサービスが揃っているのかということは、その事業計画を策定していく中で改めて考えていかなければならないように思っております。

一方、施設サービスですが、現在施設サービスに対する給付は介護保険事業計画を超える勢い、100%を超えて給付しております。ということで事業計画に比べますと、実際に施設に入っている方も多ということでございますので、基盤もあるということですが、ただ昨今問題になっているのは特別養護老人ホームの待機者が多いのではないかとございまして、確かに県などの報告した数字を見ると特別老人ホームの待機者が措置の時よりも多いような感じになっておりますが、ただ措置の時には町を通して申し込んでおったものが、今は要介護1以上であればだれでも自由に申し込めるということがありまして、その辺の細かい実態のところまでは町を通さないということもありまして把握しきれていないというのが現状であります。そこで県といたしましてもあまりにも数字が大きくなると、たとえば重複で申し込んでおられる方がいるのではないかとございまして、県を中心になって待機者の実態がどうなのかという調査を、県と

市町村の介護保険推進協議会の協力で現在調査をしている最中がございます。そういうわけで、待機者がいないというわけではないですが、実際県から出ている数字よりは少なくなるというふうに思っております。そういう点で基盤については現在のところ充足されているように思っております。

里川委員 14年度で見直していくという作業がある中なので、あえてこういう発言をさせてもらっているわけですが、この介護保険のスタートはもともとが在宅でのサービスをとということで、こういった制度を進めるときの最初の声を挙げられてきた時の主旨というものがあつたと思うのですが、その辺はなかなかうまくいかない50%ちょっとの利用状況であるとか、そういうことも考え合わせまして、今後趣旨に添って在宅でどのようなサービスを受けてもらえるか、在宅のサービスを選択してもらえるような形というものを担当の方も考えて当たっていたきたいなということを希望しておきたいと思えます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第15号、平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 現在基本計画等の作業を進めさせていただいております。それにつきましては検討委員会の中でいろいろご審議をしていただくための資

料等の収集でございまして、それらが出来上がるまでなかなか時間がかかるといふこととございまして。いろいろ検討させていただく中で、町といたしまして4月中旬から5月下旬ぐらいを目途にこの委員会の中でご検討をしていただくという体制の中で取り組んでいきたいという状況でございまして。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 保健センターに対する考え方ですが、併設するのか、総合福祉会館だけにするのか、きちっとした見解は出ていなかったように思うのですが、そのことについてどのように進めていこうとしておられるのか。

住民生活 場所の選定の関係、それと計画いたします施設の内容等につきましても、その中でご検討願えたらとこのように思っております。

木田委員 前回の委員会の時に幸前から相談を受けたということで申しあげましたが、中止になってから他の議員さんからもいかるがパークウェイの周辺とかという話も出ておりましたが、それらについて町の方に話を持ってこられたという経過はありますか。

福祉課長 私の方で直接そういう話については聞いておりません。

木田委員 かなりの面積が必要だといふことで、最低5000㎡以上といったらなかなか決まりにくいといふことで、検討委員会を設置されてそこで検討されるということですが、先延ばしになるのではないかと。みんな期待しているといふことであまりにも急ぎすぎてもいかんとは思いますが、そのところ難しいところですが、やっぱりそういう候補地といふのはできるだけ早いところ選定していただいて、検討委員会の中で論議してもらおう方がスムーズにいくと思う。14年度になる前にはある程度の目処を付けてもらいたいといふことを要望しておきます。

議 長

先ほどの木田委員に対する部長の答弁なのですが、木田委員は保健センターを併設するかどうかということを知っておられる。このことについては、執行部側としてはどちらかの方針を決めておかなかつたらおかしいと思う。今まで検討委員会へ提出するための資料を収集するというので、検討委員会の設置が14年度になるということで答弁していただいたのですが、検討委員会としても保健センターを併設するかしないかということは重大なポイントであると思う。面積のこともありますし、今の時点で部長がそれらの内容についても検討委員会で検討してもらおうというのは、ちょっとおかしいと思う。再度答弁をしていただけますか。

住民生活
部長

以前に検討委員会を設置させていただきまして、その中でご検討願った結果の報告書という中にも、保健センターを併設という考え方は入っておらなかった報告をいただいております。そして以前の委員会にも出させてもらいました事務者レベルで考えられる計画の中にも今現在の保健センターの近辺、それほど離れていないような状況の中でのところで計画させていただいたということで、保健センターを外していただきました。ただ場所がどこになるかということによって、保健センターを併設しなければならないような状況になろうかと思うのですが、その場所のところによってその辺の考え方が出てくるのではないかと。いろいろな施設を視察させていただく中では、保健センターが併設されている施設がほとんどでございましたので、我々としてはそういう形で併設していくのが一番いいのではないかと考えておりますので、委員会を発足させていただいた中でその辺のところは事務者レベルとして意見として申し上げておきたいというように考えております。

議 長

そのことが昨年の食い違いというものがあったと考えておるのですが、昨年一応提案がされて、委員会でも論議されて、ちょっとこれで

は議会としてもうまくいかないのではないかなという判断の元でああ
いう意見が出てきたと思うのです。その点は今後の1つの大きなポイ
ントだと思えますし、十分それを視野に入れて進めていただきたいと
思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
 本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終り
 ます。
 続いて、各課報告事項といたしまして、（3）議案第12号、平成
 13年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員
 会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 （福祉課所管に係る補正予算の説明）

環境対策
課長 （環境対策課所管に係る補正予算の説明）

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
 議案第12号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）に
 ついてのうち、当委員会に属するものについて、当委員会として了承
 するという事によろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承
 することといたします。

次に、斑鳩町墓地等の経営に許可等に関する規則についての説明を求めます。

環境対策
課長 (資料3により説明)

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、斑鳩町公共墓園基本構想についての説明を求めます。

環境対策
課長 平成14年2月7日、白石畑地区に町長が直接赴き、住民の方々に町の墓地計画についてご説明申し上げたところでございます。白石畑自治会にはその後2月20日、28日に返答はどうか確認しておりますが、返答するまでには至っていないとのことでございます。引き続き白石畑自治会に対しましては、町墓地計画についての意向を出していただくよう促してまいりたいと思います。

なお、本議会の一般質問で議員より斑鳩町公共墓園基本構想についての一般質問がありました。また先の予算審査特別委員会においても質問があったところでございます。

この墓地計画については、平成12年3月及び4月の委員会にて基本構想についてご説明申し上げ、平成12年12月、平成13年2月及び9月と12月の委員会におきまして基本構想の候補地ゾーンになっていない白石畑地区において協議を進める旨の報告を申し上げ、ご協議させていただいております。現在まだ白石畑地区より墓地計画についての返答は確認できておりませんが、状況を見る中で基本構想に基づき進めてまいりたいと考えております。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

議長 今の課長の説明の中で、基本構想に基づかないやり方で、今委員会で説明していただいている形になっている場所と、その時に一般質問をした議員さんも提案しておられたと思うのですが、検討委員会として別に設置していかないのかと聞かれたように思うのですが、その点についてはどう思われますか。

助役 この基本構想の中に、基本計画で検討委員会の文面が出ているわけです。当然今もうしましたように、基本構想の選定からはずれた白石畑でお願いしているということですが、それに関しては検討委員会は事前にはしない、ただ今後白石畑の方で了承をしていただくような流れになれば、当然墓地設置基準そういうものを含めた中では、検討委員会というよりも委員会でも諮って進めていかなければならないと思います。ただ基本構想・基本計画に基づいて、スケジュールを立てて行く場合は当然検討委員会を設けることがあり得ると、このように考えております。

委員長 次に追加としまして、理事者から報告があるようですのでお受けいたします。

健康推進課長 お手元に老人外来一部負担金等の改正についてという資料を配らせていただいております。それについてご報告させていただきます。

金曜日に県の方から4月1日から老人保健一部負担金が改正される予定であるという文書がまいりました。内容につきましては定額負担と定率負担につきまして、医療のスライドによります改定が法律に定めていると、老人保健法第28号3の規定に基づいた改正が図れる予定であるという文書がまいりました。4月からの改正でありますので、委員会の方に報告させていただきたいと思っております。

(別紙料により説明)

なお、周知につきましては、4月広報に折り込みで住民に対する周

知を図っていきたいと思っております。また医療機関につきましては窓口でポスターの掲示で周知が図られるということですのでよろしく尾根解いたします。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 4月からこのように変わるということの中で、老人医療の問題については、10月に制度が変わって、また4月に変わって本当に大変だなと思っているのですが、10月から変わる点の中で高額医療の分の償還払いという形をとることが言われているのですが、高齢者の方とか非常に少ない年金でお暮らしの方にとって大変ではないかという心配をしているところなのですが、この点については、どのように担当の方で考えておられるのか。それと6ヶ月以上の入院については保険が適応されなくなるというところの部分もあったかなと思うのですが、そういった気になるところが10月からの改正の中ではあるので、そういう6ヶ月以上の入院についてどういうものかお聞きしたい。

健康推進課長 償還払いにつきましては、説明の中では一旦窓口でお支払いしていただいたものについて後に市町村の方から本人宛に償還払いするという手順になるという報告を受けております。それで事務量が増えるということは確かでございます。6ヶ月以上の入院につきましては、診療報酬が改正されるということで、直接的に我々には関係ないと思うのですが、長期入院者についてのリストも連合会の方からまいてあります中で、それを活用した保健事業も必要かなと考えておりますし、諸々のデータに基づいた保健事業の展開をさせていかなければならないと考えております。

里川委員 私は住民側からの心配として償還払いになって一時的にでも高額を支払わなければならないけれども、支払うのが大変というようなお年

寄りがいらっしゃる場合、ちょっと心配だなという観点で言わせても
らっている。ですから今後担当の方としましてもそういう状況も踏ま
えて、そういう方がいらっしゃらないかというような視点を持って
いただいて事務にあたっていたきたいなと希望いたします。

委員長 あと1点報告事項があるようですのでお受けいたします。

福祉課長 大和川の浸水想定区域のことについてでございますが、この件につ
きましては明日近畿地方整備局の方から記者発表があるわけですが、
直前の委員会で報告しておいてほしいということでしたので、私の方
からご報告させていただきます。

大和川の浸水の想定区域についてでございますが、この3月8日に
大和川工事事務所におきまして説明会がございました。町の方では建
設課と総務課の職員が説明を受けてきたものです。その内容について
であります。このことにつきましては水災による被害の軽減を図る
ため浸水想定区域における円滑かつ迅速な非難の確保を図るための措
置を講ずること等を目的として、国において水防法の一部が改正され、
昨年7月3日に施行されました。このことによりまして、国土交通省
近畿地方整備局が大和川水系に係る浸水想定区域を定められたこと
により、公表が行われます。この想定区域は大阪府、奈良県にまたがり
奈良県においては当町を含む2市8町であります。今後のスケジュー
ルといたしましては、近畿地方整備局が明日3月13日に記者発表さ
れ、公表につきましては3月15日から各市町村で閲覧が出来ること
となっております。以上のことから区域図の資料につきましては15
日に議会事務局の各議員さんの郵便配布ケースの中に配布させてい
ただく予定でございます。

委員長 報告が終わりましたが、ご諮問等ございますか。

木田委員 それは浸水の想定やから多分そういうことになるのではないかとい

う予想のもとにされたと思いますけれど、それに対しての河川改修とかがスムーズに行くようにそれに対して力を入れてもらいたい。その辺のところを国に対して意見を言ってもらいたい。

議 長 今の件で、堤課長から相談を受けました。公表されますと、新聞報道される予定ですので、その前に議員さんにこういうものが公表されると、議員さんが何も知らないうちに自分らの地域の浸水のこと公表されることになるので、前もって知らせしてほしいということで、各常任委員会が開かれるからということで報告をしていただきました。

委員長 以上、これら各課所管に関する件についても、報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

 続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

木田委員 昨日、幸前の委員会の委員長さんが来られて幸前の補償工事がスムーズに行っていないから、何とか前向きに進めてもらうように頼んでもらえないかと、こういうことなのですが、秋葉神社の所に水利組合の集会場及び出荷場それと駐車場の確保、それと国道の水路の件について、去年するとなっていて、一部の人の了解が得られずに延び延びになっていて、また今、さんきゅう寿司と駐車場を作ったお陰で今まで田圃であったところが地上げされてしまったので、浸水のおそれがあるということで、早急に梅雨に入る前にやってほしいと、地元の方がそういう心配をしておられるので、出来ないことは出来ないとはっきり言ってもらっておると思いますが、そういう約束が残っているものが多いように思いますので、出来たらこれを早く解消していただきたいと思います。

 それと、更新の時期なので、それが持ってこられたのかどうか。それらについてお聞かせください。

町 長

幸前大字の関係については、商売屋さんが営業保証をもらえないかということであまり行かなかった。そして今リニアールをされているということで、なぜ幸前もそうときにしてもらわないと、町としても東京まで行って業者に了解をもとめて、奈良国道事務所あるいはそういう関係で許可をもらったという中で、はたして次また国道事務所がうんと言うのか言わないのか、そこらのことを考えてもらわないといけない。幸前大字の関係は非常にそういう関係であるのですが、結局用地がうまく行かないのです。うちが仮に道路工事で入札をかけても結局相手側が了承しない。そしたら入札が保護になってしまう関係がありまして、その整理をしてくださいといっている。秋葉神社の関係についても、建物そのものの関係は政教分離の関係がありますから、そこは十分気をつけていかないと、何でも補償やということでそういうことではいけないと思う。おっしゃることについては、必ず私たち聞かせていただきます。以前にも集会所等の関係で100㎡を買ってほしいとかいうことがありました。出きる可能なところは我々努力させてもらいますし、出きる部分については可能でありますので、公民館の関係とかそういうものについては地元で用地をうまくまとまっていかななくてはいけないと思います。今出ております要望についてはかなり広範囲なものですから、よっぽど地域の関係の皆さん方の承諾を得なかったらいかんということで、うちは積極的に担当課もしておりますので、ただ国道横断の関係とかあるいは秋葉神社の関係等については地元としても早く手だてをしていただきたい。そういうことでお願いをしております。

木田委員

町長の言われたとおりだと思います。国道の横断でも町が努力してもらって、幸前の自治会の中でまとまらなかったということで、延び延びになってしまった。道路の改良工事が済むまでにやるべきだったと思いますが、今お寿司屋さんとか駐車場ができて、そこにかかなりの面積が埋まってしまったら、今まで田圃やったところに貯水池のような機能を持っていたけれど、それがそういう機能を果たせなくなったら果

たしてその水が捌けるかどうかという心配が出てきたから、急遽あわてて言うておられるのかなと思いますけれど、できるだけ早いこと努力して解決できるようお願いしたいと思います。

それと14年度の分は出ましたか。

環境対策課長 要望の素案についてはご相談させていただいてお持ち帰りしていただいていますけれど、現在まだ出ておらない状態です。

里川委員 長期療育教室という形で、子どもさんの特定疾患の問題でそういうことを言ってきたと思うのですが、先日保健だよりに調査した数字を見ていますと、斑鳩町にこの特定疾患の子どもさんが24名いらっしゃるように数字が出ていたと思う。前にも私が療育教室のことを言ったときには、入院されている中で院内学級で利用しておられる話をさせていただきましたが、この特定疾患の24名について全員入院をされているのか、それとも自宅療養はないのかということの確認だけは、この長期療育教育については、私は前から本来やらなければいけない事業を奈良県ができていないということで、ずっと心配している事業なものですから、その辺担当が掴んでおられるのかどうか尋ねておきたいと思います。

健康推進課長 その辺の内容については把握しておりませんので答弁はできませんが、以前にもそういうことで保健所の方に確認させていただいて、急遽研修会も開催されたということで、保健センターまた教育委員会にもその文書を回覧させていただいておりました。その中で研修会には出席していなかったと思っているのですが、保健所もそういう事業の展開ができておられなかったと率直に認めておられましたので、研修会を開催していただいたということで一歩前進したかなと思っております。今後そういったことの研修等がまいりましたときは必ず出席させていただいて、ノウハウの取得にも心がけていかなければならないと考えております。

里川委員 特定疾患の子どもさんの状況だけ掴んでおいていただきたいと思います。

それと最近県の主要道路となっている高田斑鳩線、大和郡山斑鳩線とかありますね。あの辺の道路沿いでかなり田圃や畑のあるところで、非常にごみを放されていっぱいになるという状況で、悩んでおられる方からご相談受けていることがあるのですが、こういう問題についてはマナーが悪いというのが一番なのですが、何か防ぐのに町としてはこれまでもそういう声が合ったのではないかと思います。何かいい方法はないかなということで私も頭を痛めていたのですが、町の方ではそういう相談はなかったのでしょうか。また今後どのようにそういったマナーの悪い方の改善に心がけていこうという考えがお持ちなのではないでしょうか。

環境対策課長 直接的には相談というようなものはございません。ただ住民のモラルというものが問題になってこようかと思imasるので、町広報紙等啓発活動を十二分に徹底していきたいと思imasると同時に、現在斑鳩町環境パトロールというのは2日に1度回らせていただいて、町内巡回しておりますが、今後ルート等も変更する中で啓発にも努めてまいりたいと考えております。

里川委員 マナーの悪い方を減らしていこう、なくしていこうということについて、町として努力していただきたいと思imas。

委員長 その他についてもこれをもって終ります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって閉会いたします。(午前10時32分)